

大分県報

令和八年
第七二九号
八月七日

（金曜日）

目次

告示

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	一
地籍調査の成果の認証	一
付保義務の発生	一
道路区域の変更（二件）	一
道路の供用開始	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）	二
選挙管理委員会告示	四
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	四
大分海区漁業調整委員会告示	五
あわび類及びうに類の採捕の禁止	五

〇告 示

大分県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年八月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

令和八年八月七日

県営防災重点農業用ため池等整備事業

芝場池地区

令八・八・七から
令八・八・二七まで

豊後高田市役所

大分県告示第三百二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和八年八月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

調査を行った者の名称

調査を行った期間

成果の名称

調査を行った地域

認証年月日

宇佐市

平三〇・九・二六から
令七・一一・二八まで

宇佐市大字赤尾の一
部の地籍図及び地籍簿

宇佐市大字赤尾の一部

令八・七・一五

佐伯市

令二・七・三から
令四・二・二一まで

佐伯市大字狩生の一
部の地籍図及び地籍簿

佐伯市大字狩生の一部

令八・七・一五

大分県告示第三百二十五号

佐賀関町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和八年八月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年八月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県報（告示）

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道地蔵峠 小田原線	豊後高田市長岩屋字地主 一六二二番から 豊後高田市長岩屋字地主 一五六二番二まで	前 A	四八・一 メートル 〽一〇・八	一四七・四 メートル	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
	後	B	二五・四 〽六・〇	一四七・四	

大分県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年八月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
主要地方道 中津高田線	宇佐市大字松崎字浮殿七九五番 一五から 宇佐市大字松崎字浮殿七九五番 四まで	前	二二・四 メートル 〽一四・二	九八・九 メートル
	宇佐市大字松崎字浮殿七九四番 一八から 宇佐市大字松崎字浮殿七九四番 五まで	後	三一・七 〽一七・五	九八・九

大分県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

供用を開始する。	
その関係図面は、令和八年八月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。	
令和八年八月七日	
道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間
一般国道三二六号	豊後大野市三重町赤嶺字大原一一五三番一二から 二から 豊後大野市三重町赤嶺字大原一一五二番二地 先まで
	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
	供用開始年月日
	令八・ 八・ 七

大分県告示第三百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年八月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区域 域の名 称	所 在 地	地 番 又 は 区 域
平島	市町村 大字 字	
	日田市 東有田	
	松バ、ミナミ及びギラン原	次の一点から一三点までを順次結んだ線及び一点と一三点を結んだ線に囲まれた土地の区域
		一点 北緯三三度一九分四一秒三七九一
		二点 東経一三〇度五八分〇九秒五一三七
		北緯三三度一九分四二秒三五八七
		東経一三〇度五八分〇七秒四八八二
		北緯三三度一九分四三秒〇九五〇
		東経一三〇度五八分〇七秒八六四六
		北緯三三度一九分四四秒七〇〇一
		東経一三〇度五八分〇九秒六二四二
		北緯三三度一九分四五秒三三二一
		東経一三〇度五八分〇八秒八三一八
		北緯三三度一九分四六秒〇九九三
		東経一三〇度五八分〇八秒二八五二
		北緯三三度一九分四六秒五七八二
		七点

[illegible]

令和八年八月七日

大分県報（告示・選管委告示）

				一七点	北緯三二度五七分〇〇秒九八四四
				東経一三一度五五分三四秒三九八九	
			一八点	北緯三二度五七分〇二秒〇二二六	
			東経一三一度五五分三四秒八五六七		
			一九点	北緯三二度五七分〇二秒二四五二	
			東経一三一度五五分三四秒四八八〇		
			二〇点	北緯三二度五七分〇二秒二二〇五	
			東経一三一度五五分三三秒二五三七		
			二一点	北緯三二度五七分〇二秒六八〇〇	
			東経一三一度五五分三二秒一六二四		

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者岩屋毅の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和八年八月七日

大分県選挙管理委員会委員長

千 野 博 之

第三回報告分

				一七点		北緯三二度五七分〇〇秒九八四四
				一八點		東經一一一度五五分三四秒三九八九
				一九點		北緯三二度五七分〇二秒〇二二六
				二〇點		東經一一一度五五分三四秒八五六七
				二一點		北緯三二度五七分〇二秒二四五二
						東經一一一度五五分三四秒四八八〇
						北緯三二度五七分〇二秒二二〇五
						東經一一一度五五分三三秒二五三七
						北緯三二度五七分〇二秒六八〇〇
						東經一一一度五五分三二秒一六二四
これらの土地に伴う国有地等無番地の全部						
○選挙管理委員会告示						
大分県選挙管理委員会告示第四十号						
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者岩屋毅の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。						
令和八年八月七日						
大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之						
第三回報告分						

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類 令和8年2月8日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（大分県第3区）						
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,418,900円						
3 収支報告書の要旨						
候補者氏名		岩屋 毅	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 3月30日から第3回分 4月1日まで	
出納責任者氏名		岩屋 恒久				
収入		支出				
主たる寄附		0円		人件費 0円		
				家屋費 0		
				選挙事務所費 0		
				集合会場費 0		
				通信費 0		
				交通費 0		
				印刷費 0		
				広告費 0		
				文具費 0		
				糧泊費 0		
その他の寄附		0件		雑費 0		
その他の収入		0		507,100		
今回計		0		今回計 507,100		
前回計		8,000,000		前回計 6,286,051		
総計		8,000,000		総計 6,793,151		
支出のうち公費負担相当額		項目		金額		
		選挙運動用通常葉書の作成		0円		
		ビラの作成		0円		
		ポスターの作成		0円		
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円		
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円		
		個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円		
		計		0円		
報告書受理年月日		令和8年7月2日		第3回報告分		

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類及びうに類の採捕を禁止する。
ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年八月七日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

一 禁止区域

1 あわび類

佐伯市米水津宮野浦地先の次に掲げるイからニまでの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十三・六七一分、東経百三十二度〇〇・〇一四分

点ロ 点イから真方位七十度十メートルの点

点ハ 点ニから真方位七十度五メートルの点

点ニ 北緯三十二度五十三・六一九分、東経百三十二度〇〇・〇四〇分

2 うに類

津久見市大字四浦地先の津久見市大字四浦字西泊大元漁港（西泊地区）防波堤に漁業権管理者が設定した点から真方位三百二十四度五十三メートルの点を中心とする半径二十メートルの円によって囲まれた区域

二 禁止期間

令和八年九月一日から令和十年八月三十一日まで

令和八年八月七日

大分県報（大分海区漁調委告示）